

富山県農業用水路事故防止対策推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 富山県内で発生する農業用水路事故の分析と防止対策について、専門的見地から総合的に検討するため、「富山県農業用水路事故防止対策推進会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、農業・農村を含む専門分野の有識者から知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、会議を進行する。

4 副会長は、会長の指名により決定する。

5 副会長は、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 会議は、会長が招集する。

(意見の聴取)

第5条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務は、富山県農林水産部農村整備課において処理する。

(設置期間)

第7条 会議の設置期間は、令和5年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。